

横浜市立境木小学校
保護者と教職員の会 規約



横浜市立境木小学校 保護者と教職員の会

令和6年3月

横浜市立境木小学校 保護者と教職員の会 規約

制定：昭和42年4月

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、横浜市立境木小学校保護者と教職員の会(略称 境木小PTA)といい、事務局を同小学校内に置きます。

(目 的)

第2条 この会は、第4条に定める会員が、児童の健全な成長を図るために、学校における指導方針並びに家庭教育のあり方等について相互の理解を深め、協力し合うとともに、会員の親睦を図ることを目的とします。

(運営の基本)

第3条 この会は、前条の目的のために組織された民主団体であり、次の方針に基づいて活動します。

- (1)特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利そのものを目的とするような行為は行いません。
- (2)この会またはこの会の役員、委員名で、公私の選挙候補者の推薦はしません。
- (3)学校の人事、その他学校の経営には干渉しません。
- (4)PTA活動は、基本的に児童が登校している時間内に行うこととします。
(その他の時間に活動する場合は本部役員会に相談することとします)

(会 員)

第4条 この会は、横浜市立境木小学校に在籍する児童の保護者と学校の教職員で構成します。

第二章 機 関

第1節 総 会

(総 会)

- 第5条
1. この会の最高の決議機関は、全会員で構成される総会とします。
 2. 定期総会は、毎年4月または5月と3月に会長が召集します。ただし、総会は、紙面総会とすることができます。
 3. 臨時総会は、運営委員が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上から請求があった場合、会長が召集します。

(総会の運営)

- 第6条
1. 総会は会員の5分の1以上の出席によって成立します。ただし、委任状によって出席に代えることができます。
 2. 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出します。
 3. 総会の議事は、第7条(5)を除いて総会に出席した会員の過半数の賛成によって決めます。

(総会の決議事項)

第7条 次の事項は総会で決めます。

- (1)規約の改正
- (2)活動の基本計画
- (3)予算の決定
- (4)決算の承認
- (5)役員を選出
- (6)その他必要な事項

第2節 運営委員会

(運営委員会)

- 第8条 1. この会の日常業務の処理、運営のため、運営委員会を置きます。
2. 運営委員会は、役員(会計監査を除く)、各常置委員会正副委員長、および学校長、副校長、教務主任で構成されます。
 3. 運営委員会は、会長が必要と認めた場合、または構成員の3分の1以上の請求があった場合、会長が召集します。
 4. 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、その議事は出席者の過半数の賛成によって決めます。

第3節 常置委員会および臨時委員会

(常置委員会)

第9条 この会の活動に必要な事項についての、企画、調査、研究並びに具体的な実施のために運営委員会のもとに次の常置委員会を置きます。

- (1) 学年委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 保健厚生委員会
- (4) 校外委員会
- (5) 推薦委員会

(臨時委員会)

第10条 特別な事項について、運営委員会が必要と認めた場合、臨時委員会を設けることがあります。

(常置委員会・臨時委員会)

第11条 常置委員会および臨時委員会の委員、その他必要な事項については別に定めます。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第三章 役員(本部)

(役員)

第15条 この会に、次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名(保護者会員から選出)
- (2) 副会長 2名(保護者会員から選出)
- (3) 書記 3名(保護者会員2名・教職員会員より1名選出)
- (4) 会計 3名(保護者会員2名・教職員会員より1名選出)
- (5) 会計監査 2名(保護者会員から選出)
- (6) 相談役 1名(前年度役員より選出 ただし実務には加わりません)

(役員を選出)

- 第16条 1. 役員を選出は総会において、承認を得ることとします。ただし、教職員会員による役員については教職員によって選出し、運営委員会の承認を受け、次回総会に報告します。
2. 削除
 3. 相談役は他の役員が必要と認めた場合選出されます。
 4. 削除

(役員任期等)

- 第17条 1. 役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
2. 同じ役員職については、1回に限り留任を妨げません。ただし、教職員会員による役員については、留任についての制限はしません。
3. 役員に欠員を生じた場合は補充し、その任期は前任者の残存期間とします。

(役員会・役員職務)

- 第18条 1. 会長は、この会を代表し、会務を総括します。
2. 役員会は、会長が必要と認めた場合召集します。
3. 役員会は、会長、副会長、書記、会計および学校長、副校長、教務主任で構成します。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行します。
5. 書記は、運営委員会の記録並びに会の活動に関する事項(会計関係を除く)の整理を担当します。
6. 会計はこの会の会計事務を担当します。
7. 会計監査はこの会の会計事務を監査します。
8. 相談役はこの会の実務の助言をします。

第四章 会 計

(会費)

- 第19条 1. この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入によります。
2. 会費は月額350円とし、既納の会費は誤納・過納の場合を除き返金しません。

(会計年度)

- 第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、4月1日から年度始めの総会までは、暫定予算を設けることができます。また、災害時、疫病時にはこの限りではありません。

(会計報告)

- 第21条 この会の会計内容は、会計年度ごとに会計監査による監査を経たのち、総会に報告します。また、監査を経た会計内容は会員に公報することにします。

第五章 付 則

(細則)

この規約で別に定めることとした事項、並びに会の運営に関して必要な事項については、この規約に反しない範囲において運営委員会で定めることができます。

(施行)

この規約は、昭和42年4月1日から施行します。

昭和44年・53年・58年、平成2年・8年・11年・13年・14年・15年・23年・25年・令和3年一部改正、令和6年3月31日一部改正し、同日から施行します。

常置委員会 等細則

第1条 この細則は、規約第11条の内容を明らかにするものです。

第2条 1. 常置委員会（校外委員会・推薦委員会を除く）は、各学年の学級委員の中から選出され、構成されます。ただし、年度途中において学級編成等、学級数に変化が生じた場合は、この限りではありません。

2. 校外委員会は、各地区より選出された委員により構成されます。

3. 推薦委員会は学年・広報・保健厚生委員会より各2名兼任で選出された委員により構成されます。

第3条 1. 学年・広報・保健厚生委員会は各委員より、委員長・副委員長・書記を各1名選出します。

2. 校外委員会は校外委員より委員長・副委員長・書記・スクールゾーン対策協議会委員長・副委員長を各1名選出します。

3. 推薦委員会は、本部副会長より委員長を推薦委員より副委員長を各1名選出します。

第4条 学年・広報・保健厚生委員会における委員長・副委員長・書記・推薦を、または校外委員会における委員長・副委員長・書記・スクールゾーン対策協議会の委員長・副委員長を務めた場合は、その後委員になった際、これらの役を免除とする。

第5条 常置委員会の活動内容は、運営委員会にて検討します。

「活動例」

1. 学年委員会

イ) ベルマーク活動

ロ) 給食試食会

ハ) その他

2. 広報委員会

イ) 機関紙発行などの広報活動

ロ) その他

3. 保健厚生委員会

イ) 校内清掃

ロ) 白衣修繕

ハ) その他

4. 校外委員会

イ) スクールゾーン対策協議会活動

ロ) 安全、安心な登下校の支援

ハ) その他

5. 推薦委員会

イ) 次年度本部役員の推薦活動

ロ) その他

（臨時委員会）

上記の委員会以外でも必要に応じて臨時委員会を運営することができます。

(賛助団体)

削除

(付 則)

この細則は、昭和44年4月1日から施行します。

昭和44年・46年、平成5年・9年・13年・14年・18年・22年・23年・25年・31年・令和3年一部改正、令和6年3月31日一部改正し、同日から実施します。

PTA会計細則

第1条 予算は毎年3月末までに予算委員会で編成し、総会の承認を得るものとします。

第2条 会費は定められた日に、浜銀ファイナンス株式会社の自動振替による支払い方法で納入します。

第3条 会長は、会費その他の金銭を管理する出納責任者を定め、原則として金融機関に預金して保管します。

第4条 預金に基づいて金銭を支出しようとする時は、所定の支出伝票を回議し、決裁(会長または校長)を得たのち、出納責任者に提出しなければなりません。

会長は、予算が総会の承認を得たのちに、事情の変更により、別の費目の予算を流用しようとする時は、事前に運営委員会の承認を得なければなりません。

第5条 会長は、予備費を支出した時は、速やかに運営委員会の承認を得なければなりません。

第6条 出納責任者は、年度終了後、速やかに決算書を作成しなければなりません。

第7条 決算書は、支出伝票および第9条に規定する帳簿その他金銭の出納を明らかにする証書を添えて、会計監査役員に提出しなければなりません。

第9条 会計について、次の(1)～(3)を備え、関係事項を記帳しなければなりません。

(1)会計台帳(予算差し引き簿)

(2)科目別元帳

(3)集金台帳(学費納入確認簿)

第10条 会長は、毎月1回会計収支の状況を検査しなければなりません。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わります。ただし、4月1日から年度始めの総会までは、暫定予算を設けることができます。また、災害時、疫病時にはこの限りではありません。

(付 則)

この細則は、昭和44年4月1日から施行します。

昭和45年・48年・49年、平成4年・13年

令和3年5月18日一部改正し、同日から実施します。

運営委員会の業務に関する細則

第1条 この細則は、規約第8条1項に基づき業務内容を示すものです。

第2条 運営委員会は常置委員会の連絡調整を図ります。また、総会に提出する議案を調整します。

(付 則)

この細則は、昭和48年4月1日から施行します。

平成13年一部改正、平成25年2月12日一部改正し、同日から実施します。

役員選挙に関する細則

第1条 削除

(推薦委員会)

第2条 削除

第3条 1. 削除

2. 削除

第4条 削除

第5条 削除

(選挙管理委員会)

第4条 削除

第5条 1. 削除

2. 削除

3. 削除

第8条 削除

1. 削除

2. 削除

第9条 削除

第10条1. 削除

2. 削除

(付 則)

この細則は、昭和44年4月21日から施行します。

昭和46年・49年・50年・63年、平成4年・13年・18年一部改正

平成25年2月12日全条削除します。

PTA慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は本校PTA会員並びにその家族について、慶弔の意を表すことを目的とします。

第2条 上記目的を達成するために次の規定を定めます。

1. 見舞

- | | | |
|--------|---------------------------------------|--------|
| (1) 児童 | 登下校の交通事故による入院（1週間以上） | 3,000円 |
| | 学校管理下における事故の場合は、速やかに協議します。 | |
| (2) 会員 | 本校のPTA活動中の事故について2週間以上の療養(入院を含む)を要する場合 | 3,000円 |

2. 死亡

- | | | |
|--------|---------|---------|
| (1) 児童 | 生花または花輪 | 一基 |
| | 香料 | 10,000円 |
| (2) 会員 | 生花または花輪 | 一基 |
| | 香料 | 10,000円 |
| (3) 校医 | | 会員に準ずる |

第3条 第1条の規定にかかわらず会長が必要と認める場合、運営委員会において別に定める事により慶弔の意を表すことができます。

(付則)

昭和46年・49年・63年、平成5年・13年一部改正
平成13年5月22日一部改正し、同日から実施します。

境木小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 境木小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA本部役員とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員及び委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
・委員会名簿の作成、管理、会員への連絡、その他文書の送付

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、やむをえず持ち出す場合には、電子メールでの送付も含め、厳重に取り扱うものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の申し立て)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「境木小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則 本規則は、平成29年9月1日より施行する。